



令和7年度小松島市定額減補足給付金(不足額給付)^(※)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

小松島市長 殿

・本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

【本様式で申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から小松島市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方
↓*(上記が前提)
- 令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が令和5年所得より下がった方など)
- 令和6年中の扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方)

【支給の決定】

上記の要件に該当する場合に支給を行うことになります。

なお、支給要件の該当性等の審査のため、必要書類の提出や小松島市での確認等を行うことにつき同意ください。

同意いただけない場合は支給できません。(提出・確認書類は裏面に記載しています。)

1. 申請者

フリガナ 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	大正 昭和 平成 令和 日 年 月	日中に連絡可能な電話番号 ()

* 以下住所欄は現住所と異なる場合のみ必ずご記入ください

令和6年1月1日時点の住所	令和7年1月1日時点の住所

【代理請求・受給を行う場合】

フリガナ 代理人氏名	届出者 (世帯主) との関係	代理人生年月日	代理人現住所
		大正 昭和 平成 令和 日 年 月	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 小松島市定額減税補足給付金(不足額給付)の請求等を委任します。			世帯主 署名

2. 振込口座(原則、「1. 申請者」の口座となります。)

下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※			

*裏面もご確認ください。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数 ※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数 ※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

【支給決定における提出・確認書類】

令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)がある方

→【支給確認書の写し等】

上記資料をお持ちでない方

→【令和6年度住民税納税通知書又は令和6年度所得(課税)証明書等】

*いずれの書類等も令和6年度の課税市区町村へ確認いただき取得いただくこととなります。

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の「2. 振込口座」に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

本人(代理人)確認書類

写し 貼付け

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

※マイナンバー通知カード(写真なし)は本人確認書類として利用できません

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

・代理人(法定代理人)の場合は、「登記事項証明書(写し)

・代理人(親族等)の場合は「戸籍謄本」(直近3ヵ月以内取得)等の写し

表面の「2. 振込口座」の口座への振込を希望される場合 又は代理人が申請(受給)する場合 に提出して下さい。